

第5 検察審査会

平成27年（起相）第1号審査事件

東京電力役員の強制起訴を求める上申書(3)

平成27年（2015年）3月17日

東京第5 検察審査会御中

申立人代理人弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

上申の趣旨

- 1 東京地検による平成27年（2015年）1月22日付の東京電力福島原発事故業務上過失致死傷事件の東電取締役らの再不起訴処分は、市民の良識の結晶といえる平成26年（2014年）7月23日付の検察審査会の議決を無視してなされたものです。そして、その法的根拠がないと考える根拠は既に提出した上申書2通において述べたとおりです。
- 2 福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見（政府見解）が存在していたことは先に上申書に述べたとおりですが、国土交通省と農林水産省がこのような知見をもとに、GPS波浪計や水門陸閘等の管理システムなど、具体的な防災対策を講じていたことが明らかになりました。
- 3 原発の安全性確保、地震津波対策は一般防災対策よりもはるかに厳格なもので

なければならず、まれにしか起きない自然事象にも確実に対応しなければならなかったはずでしたが、実際は、原発の安全対策は一般防災対策でも対応されている事象にすら対応していない、まことにお粗末なものでした。

- 4 申立人ら原発事故被害者は検察審査会による正義の裁き=強制起訴による裁判への道がひらかれ、公開の法廷で、日本の近代史における未曾有の災害が、事前の対策によって未然に防止できたかどうかを国民の前に明らかにされ、責任のある者が処罰されることを強く希望しています。

この事件において、不起訴が確定してしまうと、この事件（日本の歴史上最大最悪の公害事件）の真相が永久に解明されないことになってしまいます。国も原子力規制委員会も、これ以上真相究明する意思がないからです。それは大変正義に反することであり、また、このような悲惨な事故の再発防止もできない（真相がわからなければ、再発防止の方法がない）こととなります。刑事法廷で真相を究明する以外に正義を実現し再発防止の基礎を作る方法がないのです。よろしく願いいたします。

上申の理由

目次

1	1983年に福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションが実施されていた.....	3
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）の制定.....	4
3	福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見（政府見解）が存在していたこと.....	5
4	電事連の対応について.....	6
5	長期評価の見解が多くの機関（政府・民間）で採用されていた.....	7

6	国土交通省が津波対策において長期評価の見解を取り入れていた	8
7	「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」でも長期評価の見解が取り入れられていること	10
8	日本原電東海第二原発や東北電力女川原発が長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施し事故を未然に防いだ	13
9	13
	まとめ	13

1 1983年に福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションが実施されていた

福島沖の地震による津波の警告は、平成9年（1997年）の7省庁指示が最初と見られてきましたが、昭和58年（1983年）に阿部勝征氏らの研究で、福島沖に明治三陸沖の波源を置いたシミュレーションをしていたことが、岩見浩造氏による次のブログ記事で指摘されています。

<http://iwamin12.cocolog-nifty.com/blog/2015/03/1983-255b.html>

シミュレーションを実施したのは損害保険料率算定会です。各種の保険料率を算定するために保険業界が設立した団体で、様々な社会的リスクに関する研究を行っていました。昭和56年（1981年）からは、地震予知総合研究振興会に委託する形で数年に渡り『津波に関する研究』、後継として『津波危険度に関する研究』を行っていました。

太平洋岸を対象に津波シミュレーションを行ったのは『津波に関する研究 その2』で、研究期間は昭和57年（1982年）8月19日から昭和58年（1983年）3月15日まででした。

執筆担当は第1章：阿部勝征，第2章：相田勇，第3章：渡辺偉夫となっており，本文では明治三陸津波を参考として福島沖にFKモデルというM8.2の波源が設定されていました。

実際の波高試算では、潮位を考慮せず、明治三陸波源の規模を半分にして、大熊で4.56mとなっています。津波高については、十分なシミュレーションではありませんが、推本の想定とほぼ同様の地震想定が昭和58年（1983年）から、損害保険料率算定会という公的な性格を帯びた機関によって行われていたことは、特筆されます。

また、昭和58年（1983年）発行のIAEAの安全指針『No50 SG-10B 海岸敷地における原子力プラントに対する設計ベース 洪水』（50-SG-S10B Design basis flood for nuclear power plants on coastal sites 1983）（原子力安全研究協会訳）の中で、「（津波の多い）領域からの波が歴史上に記録されていなくても（敷地の被災性が）調査されなければならない。」と規定されており、貞観の津波の記録がある福島沖については、より早期に想定がなされるべきでした。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）の制定

平成20年（2008年）4月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定されました。同法の目的は第1条に「この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。」とされています。同法による「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」は、2条で、「房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。」と定義され、今回の東日本太平洋沖地震を含むものです。

同法にもとづいて、福島県内では、「いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町」が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されています。

さらに、「この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。」と定義され、津波対策を含む地震災害対策が指示されていました。

この法律自体が、平成9年（1997年）の7省庁指示、平成14年（2002年）の地震調査研究推進本部（以下、「推本」ということがある。）の見解に基づいて制定されたものです。

3 福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見（政府見解）が存在していたこと

東京電力と東京地検は、推本の長期評価以外に福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見が存在しなかったことを強調してきました。しかし、このような主張は明らかに事実と反しています。

津波防災に関連する省庁（国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁）が、平成9年（1997年）に作成した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」および「地域防災計画における津波防災対策の手引き」（以下「7省庁手引き」という）では、最新の地震学の研究成果から想定される最大規模の津波を計算し、「常に安全側の発想から対象津波を選定することが望ましい」と定めていました（7省庁手引きは、津波解析の不確かさについて、津波数値解析は技術的に開発途上にあり、精度と再現性に関して不確定な部分が多いことを示唆していた。）。

具体的には、七省庁手引きでは、地震地体構造の考え方（地震の起こり方（規模、起こりやすさ、深さ、震源断層のずれ動き方）には領域ごとに一定の傾向がある。）にもとづき、萩原尊禮氏（東京大学名誉教授）の説にしたがって、全国を25の領域に分け、そして、福島第一原発の沖合を含む宮城県沖から房総半島沖までの領域で起きる最大

の地震が、1677年に発生した延宝房総沖地震(M8.0)クラスであるとして、延宝房総沖地震レベルの津波地震が福島第一原発のもっと近くでも起きる可能性があることを示していました。東京電力は、平成20年(2008年)に、延宝房総沖地震(1677年発生)が福島県沖で起きた場合の津波の高さも同様に試算し、その結果、襲来する津波の浸水高が福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mにまで及ぶものとの結果を得ていました。

すなわち、7省庁手引きは、平成9年(1997年)の時点で、福島第一原発の沖合において、浸水高が福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+13.6mにまで及ぶ津波を発生させる可能性のある地震が起きる可能性があることを予測していたのです。

4 電事連の対応について

(1) 電事連作成の「七省庁による太平洋沖沿岸部地震津波防災計画手法調査について」

電事連の作業部会は、7省庁手引きを受けて、「七省庁による太平洋沖沿岸部地震津波防災計画手法調査について」(以下「電事連報告書」という。)を作成しています。電事連報告書では、

- 1, 七省庁手引きでは、従来の原子力の安全審査で想定していた既往最大津波や活断層により発生することが想定される地震津波だけでなく、想定しうる最大規模の地震津波(具体例として、プレート境界において地震構造体上考えられる最大規模の地震津波)を考慮すべきことが示唆されていること、
- 2, 上記1の考え方を全国の各原子力発電所に適用した場合、一部原子力発電所において、津波高さが敷地高を超えることになること、
- 3, 七省庁手引きをとりまとめた委員会の委員には、通産省原子力発電技術顧問でもある教授が参加しているが、教授らは、津波数値解析の精

度は倍半分（二倍の誤差がありうる）と発言しており、この考えを原子力発電所に適用すると、一部原子力発電所を除き、多くの原子力発電所において津波高さが敷地高さ更には屋外ポンプ高さを超えること、

が報告されていました。

（２）電事連作成の「津波に関するプラント概略影響評価」（２０００年）で福島第一原発が日本で一番津波に脆弱であることが示されていたこと

さらに、電事連は、平成１２年（２０００年）に作成した「津波に関するプラント概略影響評価」（「国会事故調参考資料編」の４１頁）において、解析誤差を考慮して想定値の１．２倍、１．５倍、２倍の津波高さで原発がどう影響を受けるかを明らかにしています。

表から明らかのように、福島第一原発についていえば、想定値の１．２倍の津波が来ただけで影響が生じることが明らかとされていたのです。

５ 長期評価の見解が多くの機関（政府・民間）で採用されていた

長期評価は、地震調査研究推進本部（推本）の科学的知見に基づく見解であり、政府の共通見解でした。

すでに、平成９年（１９９７年）の時点では、地震地体構造の考え方にもとづき、福島第一原発の沖合において、浸水高が福島第一原発の南側の１号機から４号機で O. P. + 13.6 m にまで及ぶ津波を発生させる可能性のある延宝房総沖地震（１６７７，M8.0）クラスの津波地震が起きうることは当然の前提となっていました。

東京電力と東京地検の見解は、上記のような歴史的事実を無視したものと言わざるを得ません。

さらに、東京電力は、中央防災会議が、福島県沖海溝沿い領域における地震を防災対策の検討対象とする地震と扱われなかったことをもって、東京電力が長期評価

の見解を取り上げなかったことを正当化しています。

しかし、中央防災会議は、住宅など一般的な施設の防災を対象に災害を想定しているのであり、原子力発電所という危険物と同一に論じること自体がナンセンスです。さらに、東京電力や電事連の影響力の及ばない分野では、推本の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じていた国家機関は多数存在するのであり、東京電力・東京地検の主張には根拠がないのです。

6 国土交通省が津波対策において長期評価の見解を取り入れていた

国土交通省は津波対策の一環として、福島県沖を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が起こることを前提に、GPS波浪計を設置していました。

ここで特に注目すべき点は、国土交通省が、どういった津波を想定して波浪計の配置を決めたかですが、以下の図（甲27「津波に強い東北の地域づくり検討調査」東北における沖合津波（波浪）観測網の構築検討調査の図2-13）を見れば明らかのように、国土交通省は、地震調査研究推進本部（推本）の長期評価をそのまま引き継ぎ、M8級断層が日本海溝に沿って房総沖まで切れ目無く直列に想定していたのです。

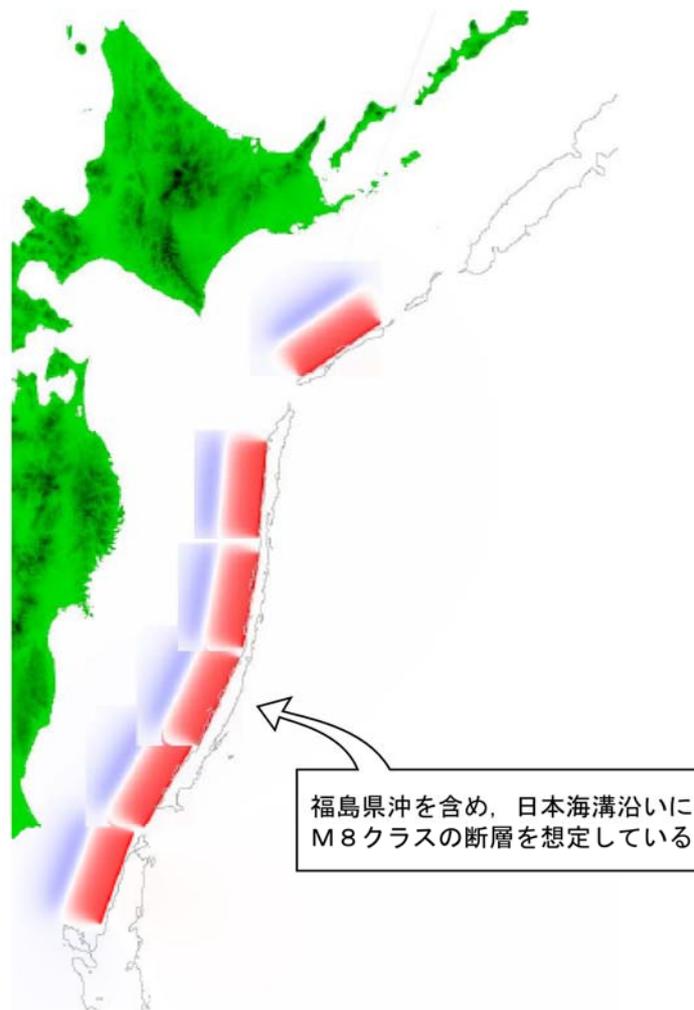


図 2-13 日本海溝沿いに M8.0 の地震断層を設定した例

国土交通省東北地方整備局『「津波に強い東北の地域づくり検討調査」東北における
沖合津波（波浪）観測網の構築検討調査 報告書』図 2-13 より一部改変

そればかりか、国土交通省は、平成 16 年度東北地方の港湾における津波対策基礎調査（東北地方整備局）で想定した地震及び中央防災会議で被害想定に使用された津波波源モデルに対しても検討対象としていました。ここでも、福島沖に震源を置く想定が「想定福島沖」として図示されています。

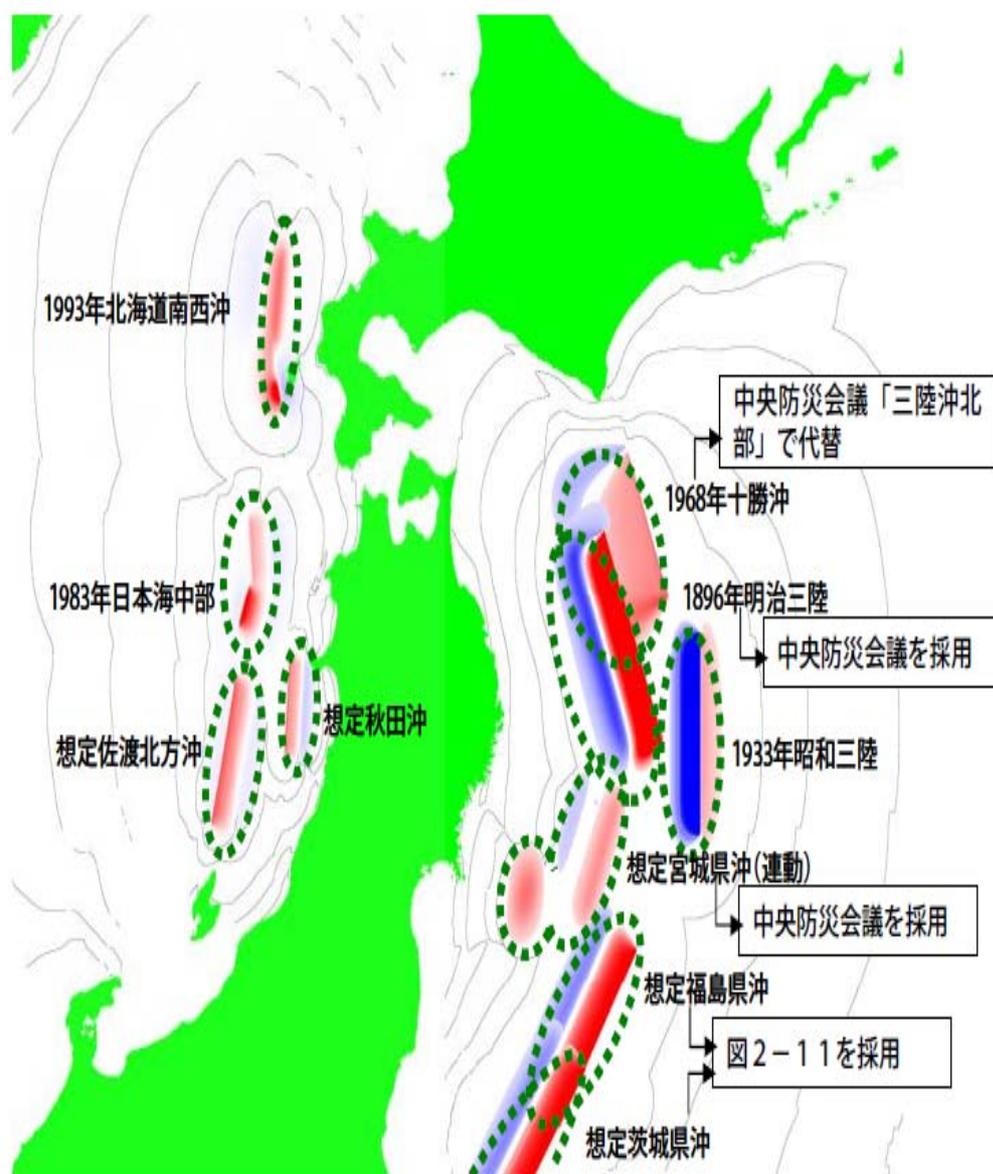


図2-14 平成16年度東北地方の港湾における津波対策基礎調査（東北地方整備局）で
設定した地震断層

国土交通省東北地方整備局『「津波に強い東北の地域づくり検討調査」東北における
沖合津波（波浪）観測網の構築検討調査 報告書』

7 「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」でも長期
評価の見解が取り入れられていること

さらに、国土交通省と農林水産省が策定した「津波・高潮対策における水門・陸
閘等管理システムガイドライン」（平成18年3月）でも長期評価の見解が取り入れ

られています。

上記ガイドラインは、津波発生時に水門や閘門を円滑に操作するために作成された資料ですが、策定の背景を解説した『海岸』記事では地震研究推進本部の長期評価の想定が掲げられています。

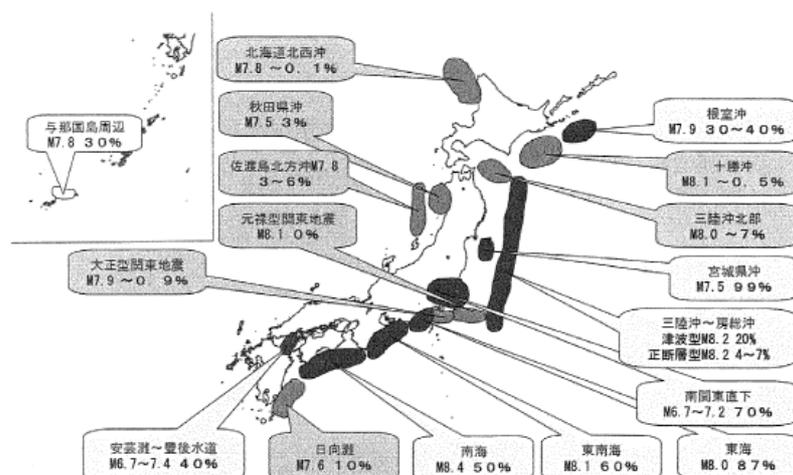
この文書によれば、水門・陸閘等について、安全かつ迅速に閉鎖するため、自動化と遠隔操作の措置を平成17年3月から5年以内に整備することが指示されました。3.11の1年前には整備を終える指示内容となっていたのです。

津波・高潮対策における水門・陸閘等 管理システムガイドライン

国土交通省河川局海岸室

1. はじめに

我が国においては、図にあるように、東海・東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、甚大な被害の発生が想定されている。また、平成16年12月に発生したインド洋大津波は改めて津波被害の恐ろしさを我々に認識させるものであった。



■我が国の今後30年以内の地震発生確率と規模

※地震調査研究推進本部発表を基に河川局にて作成

このような中、平成17年3月に国土交通省は「津波対策検討委員会 提言」をとりまとめた。この提言では、今後、概ね5年以内に緊急に対応すべき具体的な対策として、津波や高潮の災害から地域を守るため、重要沿岸域※1のうち地域中枢機能集積地区※2において、堤防等の開口部である水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等を概成することなどが明示されている。

※1：重要沿岸域とは、東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害が想定される沿岸域
 ※2：地域中枢機能集積地区とは、背後に救援、復興等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等

このため、水門等を津波や高潮の到達前などに、安全かつ迅速・確実に閉鎖するための考え方を示したガイドラインを策定することを目的に「水門・陸閘等管理システムガイドライン策定委員会」（委員長／目黒公郎・東京大学生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター教授）を設立し、平成17年10月から3回にわたる委員会の検討を経て本ガイドラインを策定したものである。

8 日本原電東海第二原発や東北電力女川原発が長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施し事故を未然に防いだ

東京電力以外の電力会社が、長期評価の見解を取り入れて対策工事を実施した実例が存在します。

例えば、茨城県は、平成19年（2007年）10月、地震研究推進本部が津波地震の一つと判断した延宝房総沖地震（1677年）を根拠に、独自の津波浸水想定を公表しています。

日本原子力発電株式会社は、茨城県の津波浸水想定を受けて、東海第二原発の津波対策見直しを行っており、当該見直しをもとに側壁をかさ上げする工事を行っています。そして苛酷事故を免れたのです。

また、東北電力の女川原発も長期評価が津波地震の一つとしてとりあげた三陸沖地震（1611年）が、もっとも大きな津波をもたらす危険があるとして、対策措置を講じていました。そして、同じく苛酷事故を免れたのです。

9 まとめ

以上のとおり、長期評価の見解は、国土交通省・農林水産省が進める一般防災の対策措置でも取り入れられていた見解であり、日本原電や東北電力は、長期評価の見解を取り入れて、原発の安全対策措置を講じていたのです。

東京電力の役員らは、国土交通省が想定していた一般的な防災レベルの危機意識さえ欠如していたといわざるをえず、これを起訴し、刑事責任を追及することは当然のことだといえます。

以上